

○4月16日、
本県を含む全都道府県が特措法に基づく
緊急事態宣言の対象地域となりました。

○県民の皆様には、
新型コロナウイルス感染拡大
「香川県緊急事態」宣言
を守っていただくよう強くお願いします。

○加えて、特に、大型連休期間においては、
都道府県をまたいだ不要不急の帰省や旅行
などの移動を控えてください。

○このお願いは、緊急事態措置を実施すべき
期間とされている5月6日(水)までです。